



福県医発第2876号(地)
平成24年 3月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

香春町乳幼児医療費支給制度の改正について

今般、香春町より平成24年4月1日から標記制度を下記のとおり改正する旨別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度に関するお問い合わせにつきましては、香春町役場 福祉子育て支援係 (TEL:0947-32-8415 (内線128)) までご照会ください。

記

- 1 改正日 平成24年4月1日
- 2 改正内容 (下線箇所が改正部分)

	現行	改正後
対象者	小学校就学前	小学校就学前
自己負担	3歳未満：なし 3歳以上：入院外 600円/月(限度) 入院 500円/日(月7日限度)	3歳未満：なし <u>3歳以上：なし</u>

*保険適用外の費用(入院中の食事代や差額ベット代、薬の容器代、文書料など)は、助成の対象外です。

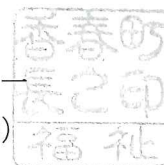
3 乳幼児医療証について

乳幼児医療の受給者全員に新しい医療証(交付日:平成24年4月1日)を交付しますので、4月以降は新しい医療証の確認をお願いします。

なお、受給者番号の変更はありません。

平成 24 年 3 月 6 日

福岡県医師会長 殿

香春町長 加 治 忠 一
(福祉課子育て支援係)

香春町乳幼児医療費支給制度の改正について（通知）

平素より、香春町乳幼児医療費支給制度の円滑な実施につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 4 月 1 日から、より一層の子育て支援を図るため、標記制度の改正を下記のとおり行うこととしております。

つきましては、本制度の円滑な実施にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、田川医師会へは、別に通知をしております。

記

1 改正日 平成 24 年 4 月 1 日

2 改正内容（下線箇所が改正部分）

	現 行	改正後
対象者	小学校就学前	小学校就学前
自己負担	3 歳未満：なし 3 歳以上：入院外 600 円／月(限度) 入院 500 円／日(月 7 日限度)	3 歳未満：なし <u>3 歳以上：なし</u>

* 保険適用外の費用（入院中の食事代や差額ベッド代、薬の容器代、文書料など）は、助成の対象外です。

3 乳幼児医療証について

乳幼児医療の受給者全員に新しい医療証（交付日：平成 24 年 4 月 1 日）を交付しますので、4 月以降は新しい医療証の確認をお願いします。

なお、受給者番号の変更はありません。

問合せ先

香春町役場 福祉課子育て支援係

Tel 0947-32-8415（内線 128）

